

1. 会合名	「証券会社の自己資本規制ワーキング」（第 17 回） 議事要旨
2. 日 時	平成 23 年 5 月 24 日(火)午前 10 時 00 分～午前 11 時 20 分
3. 議 案	1. バーゼル II の枠組みの強化に関する最終文書を踏まえた証券会社の自己資本規制の見直しについて（金融庁監督局担当官からのご説明） 2. 意見交換
4. 主な内容	1. バーゼル II の枠組みの強化に関する最終文書を踏まえた証券会社の自己資本規制の見直しについて（金融庁監督局担当官からのご説明） （1）「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」（以下「単体告示」という。）の改正について 金融庁監督局担当官より、以下のとおり、単体告示改正の概要について、説明が行われた。 【単体告示改正の概要】 ①今般の金融危機を受けたバーゼル II（市場リスク等）の改定 →証券における自己資本規制比率告示においても、市場リスクの算定方式の多くはバーゼル委のマーケット・リスクに準拠しており、バーゼル委の今般の改定を踏まえた改定が必要。 ②証券化商品の取扱いの導入 →証券化及び再証券化エクスポージャーの取扱いの導入 →外部格付の利用に際する要件の強化 →適格流動性補完の取扱いの強化 ③市場リスク（株式の個別リスクの見直し） →標準的方式について、以下のとおり見直す。 ・流動性が高く、分散されているポートフォリオに適用される個別リスク相当額のリスク・ウェイトの優先的取扱い等を廃止し、一律 8 % に統一。 ・ただし、指定国の代表的な株価指数については、0 % とする。 （2）影響度調査の実施 金融庁監督局担当官より、「5 月 20 日付で、本協会の会員証券会社に対して、「自己資本規制見直しの検討にかかる影響度調査」（締切り：6 月 3 日正午）を実施しており、同調査を踏まえ、単体告示の改正を検討すること。併せて、川下連結告示についても見直しを検討する。」旨の発言があった。 【参考】 ＜バーゼル II の枠組みの強化＞ ●「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼル II の枠組みの強化に関する最終文書の公表について」（平成 21 年 7 月 14 日付 金融庁ホームページ） ＜いわゆる川上連結告示について＞

●「最終指定親会社の連結自己資本規制比率に関する告示（第1の柱及び第3の柱）の一部改正（案）」の公表について（平成23年2月24日付 金融庁パブリックコメント）

※「川下連結告示及び単体告示については、川上連結告示等を踏まえつつ、具体的な改正内容を検討のうえ、別途パブリックコメントを実施する予定」とされている。

2. 質疑応答・意見交換

大要以下のとおり質疑応答・意見交換が行われた。

（主な意見等）

【株式の個別リスクの見直しについて】

- ・ 今回、株式の個別リスクのウェイトが見直されているが、影響度調査の中で、最終的な自己資本規制比率だけでなく、個別の要因毎に内訳を記載し、提出してもよいか。
→ 個別の要因毎の内訳報告は不要である。

【証券化商品の取扱いについて】

- ・ 証券化証券等に関する一般市場リスクの取扱いはどのようになるのか。
→ 現時点では改正を予定していない。
- ・ 取引先リスクをクレジット・デリバティブや保証などでヘッジした場合の取扱いは特段盛り込まれないのか。
→ 現時点では改正を予定していない。
- ・ 適格格付の付与について、「同一の証券化取引を構成する証券化証券等について個別の証券化証券等ごとに異なる適格格付業者から取得した格付を利用していないこと」とされた場合に、セカンドベストを採用する場合で格付が異なっている場合はどちらを優先すればよいのか。システム上、直接セカンドベストを採用する場合、漏れてしまう可能性がある。
→ 例えば、あらかじめ社内の基準などにおいて「当社は適格格付業者A社及びB社の格付を利用する」旨の定めがあり、その中から選んでいただいているのであれば、御指摘の規定は適用されないと考えている。

【内部管理モデルの取扱いについて】

- ・ 内部管理モデル方式による市場リスク相当額の算出について、ストレス・バリュエーション・リスク（ストレス VaR）の算出に当たり、「算出基準日を含む直近60営業日のストレス・バリュエーション・リスクの平均値に前号ロの乗数を乗じて得た額」とされる一方、追加的リスクに係る市場リスク相当額の算出では、「算出基準日を含む直近12週間の追加的リスクの額の平均値」とされるということであるが、想定する期間が異なることについてどのような意図があるのか。

	→ 国際合意を踏まえたものである。証券会社において日々計算していただくに当たり、その日を基準に過去のある期間を遡るということではなく、あくまでも直近のサイクルを踏まえた平均値を算出いただくことを想定しているものである。 ・ 算出基準日を含む直近 60 営業日の平均値を算出するに当たっては、仮に本年 12 月 31 日の適用されることになると、本年 10 月辺りからストレス VaR の計測を開始していないといけないと思うが、何か暫定的な移行措置が設けられる予定はあるのか。 → そのような技術的な事項については今後検討させていただきたい。もし実務的な問題などがあれば早めに御教示いただきたい。 【その他】 ・ 連結告示の改正内容や実施時期等について何かお教えいただける内容のものがあればお伺いしたい。 → 基本的には単体告示と同様の改正内容を想定している。単体告示の改正案に関する皆様からの御意見を踏まえながら、川下連結告示にも反映させていただく予定である（川上連結告示は、5 月 27 日にパブリックコメントの結果等を公表）。 ・ 本ワーキングとしても意見を集約し御意見を提出させていただきたい。 ・ 「証券会社の自己資本規制 Q&A」についても見直しを行う必要が出てくる場合には、金融庁におかれても内容の確認などお願いしたい。
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）